

山形県居宅介護職員初任者研修等事業の指定に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「通知」という。）に定める居宅介護職員初任者研修等事業（以下「研修事業」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業者及び研修内容の指定要件

研修事業の実施者は、次の各号に定める要件を満たすものとして山形県知事が認めたものとする。

(1) 事業者に係る要件

- ① 研修事業の趣旨を十分に理解していること。
- ② 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- ③ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 研修課程及び内容に係る要件

- ① 各研修課程については、次の各号に掲げるとおりとし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、カリキュラムに講義内容を追加して実施することができる。

ア 居宅介護職員初任者研修課程

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

ウ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

エ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

オ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

カ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

キ 同行援護従業者養成研修一般課程

ク 同行援護従業者養成研修応用課程

ケ 行動援護従業者養成研修課程

コ 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程（告示第1条第20項に規定する告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第209号。以下「旧告示」という。）第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修に相当するものとして山形県知事が認める研修の課程をいう。以下同じ。）

サ 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程（告示第1条第20項に規定する旧告示第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修に相当するものとして山形県

知事が認める研修の課程をいう。以下同じ。)

シ 知的障がい者移動介護従業者養成研修課程（告示第1条第20項に規定する旧告示第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修に相当するものとして山形県知事が認める研修の課程をいう。以下同じ。)

ス 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

セ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

- ② 受講対象者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は移動の介護（前号ス及びセについては、障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務）に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は従事している者又は前号ス及びセについては、障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とし、各課程の研修時間は、次のとおりとする。

課 程	時 間
居宅介護職員初任者研修課程	130
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	50
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	10
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	10
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	20.5
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	12
同行援護従業者養成研修一般課程	28
同行援護従業者養成研修応用課程	6
行動援護従業者養成研修課程	24
視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程	20
全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程	16
知的障がい者移動介護従業者養成研修課程	19
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	12
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	12

- ③ 研修期間については、次のとおりとする。

ア 居宅介護職員初任者研修課程については、原則として8月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとして差し支えない。

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、原則として4月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。

エ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範

圏内で修了することとして差し支えない。

また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

オ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

カ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。

キ 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

ク 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむ得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、6月の範囲内で修了することとして差し支えない。

ケ 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

コ 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむ得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

サ 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

シ 知的障がい者移動介護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

ス 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。

セ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

④ 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア 居宅介護職員初任者研修課程

居宅介護職員初任者研修課程は、居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術

を習得することを目的として行われることとする。

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

障害者居宅介護従業者基礎研修課程は、居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものに対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

エ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障がい者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われることとする（ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合にはこの限りではない。）。

オ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、ウ、エ及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚令49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（以下、「基礎研修」という。）を統合したものとして行われることとする。

カ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は、重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、当該障がい者の特性の理解及び居宅内の外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

キ 同行援護従業者養成研修一般課程

同行援護従業者養成研修一般課程は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に、当該障がい者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

ク 同行援護従業者養成研修応用課程

同行援護従業者養成研修応用課程は、同行援護を提供する事業所や同行援護サービス提供責任者に必要な知識を習得し、サービス提供の管理・監督の質を向上させることを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われることとする。

ケ 行動援護従業者養成研修課程

行動援護従業者養成研修課程は、知的障がい者又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、当該障がい者等の特性

の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

コ 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程

視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程は、視覚障がい者(児)に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

サ 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程

全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程は、全身性の障がいを有する者(児)に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

シ 知的障がい者移動介護従業者養成研修課程

知的障がい者移動介護従業者養成研修課程は、知的障がい者(児)に対する移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

ス 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として行われることとする。

セ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)は、強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として行われることとする。

⑤ 研修課程の免除等については下記のとおりとする。

ア 障害者支援施設等の生活支援員として実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができるものとし、その具体的な免除科目については、職種、施設、事業所の種類、経験年数等を勘案して知事が決定するものとする。

イ 看護師等(看護師、准看護師をいう。以下同じ。)の資格を有する者については、居宅介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして業務に従事することができる。ただし、看護師等の業務に従事した時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましい。

なお、看護師等の資格を有する者を居宅介護従業者として雇用する場合は、居宅介護従業者として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定される診療の補助及び療養上の世話の業務(社会福祉士法及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の規定に基づく自らの事業又はその一環として、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、器官カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻栄養をいう。以下同じ。)の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。)を行うものではない。

ウ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了している者について

は、当該研修における履修科目が、居宅介護職員初任者研修課程において履修すべき科目を包括すると認められることから、居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができるものとする。

エ その他、免除となる研修科目については、別紙2のとおりとする。

(3) 研修方法に係る要件

- ① 原則として講義、演習、実習の順序で行うこと。
- ② 研修は通信の方法によって行うことができる。ただし、各研修課程に適した講義室、演習室、講師のもと添削指導及び面接指導による適切な指導が行われ、面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係るものについては3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程、視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程、全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程、知的障がい者移動介護従業者養成研修課程、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）にあつては1時間以上とすること。
- ③ 研修を通信の方法によって行う場合においては、その他別紙3の基準により行うこと。
- ④ 研修科目を免除する場合、事業者は、修了証等の証明書類を提出させることにより、受講者が免除の要件を満たしているか確認すること。
- ⑤ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と、行動援護従業者養成研修課程は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と重なる内容があることから、それぞれ合同で開催できるものであること。

(4) 講師に係る要件

- ① 講師については、各課程の各科目を教授するのにふさわしい知識、技術、資格及び実務経験を有する者であることとし、選定基準は別紙4に定める講師の要件（以下「講師要件」という。）を満たすこと。
- ② 講師については、考え方や内容の偏りを防ぐため、同一講師が多くの科目を兼ねることのないよう、講師の数を十分に確保すること。
- ③ 講師については、当該研修講師（内部、外部を問わない）による講義等の実施を確認するため、講義（演習）実施確認書を研修終了後に受領すること。

(5) 実習に係る要件

- ① 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。
- ② 実習は、原則として講義、演習を修了した者に対して行うこと。
また、各実習施設の機能や役割、各実習の目的、実習における留意事項等について、実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。
- ③ 実習を行う施設及び実習指導者については別紙5に定める要件を満たすこと。
- ④ 実習の受け入れ人数は、受講者全員に実習指導者の指導が十分に行き届くよう、無理のない範囲内のものであること。

(6) その他の要件

① 研修事業の実施者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- ア 開講目的
- イ 研修の名称及び課程
- ウ 実施場所
- エ 研修期間
- オ 研修カリキュラム及び開講時間
- カ 研修修了の認定方法
- キ 受講資格
- ク 受講手続（募集要領等）
- ケ 受講料、実習費等
- コ 募集人員
- サ 使用するテキストの名称
- シ 科目の免除
- ス 補講の方法
- セ 修了者の管理

なお、講義を通信の方法によって行う場合には、上記に加え次の事項を定めること。

- ソ 講義を通信の方法によって行う地域
- タ 添削指導及び面接指導の方法

② 事業者は、全科目を受講した者に対し、研修修了を認定し、様式第1号又は第1号の2に定める様式により修了証明書及び携帯用修了証明書を交付すること。

ただし、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められるものについては、第2（2）の③に定める各課程の研修期間内に補講を行うことにより当該科目を受講したものとみなすことができる。

③ 研修事業等への出席状況、成績、修了者名簿等、受講者に関する状況を把握し、保存すること。

④ 研修事業等の実施にあたり、受講者に係る個人情報の保持について、十分に留意すること。

⑤ 受講者の募集は、研修事業の指定を受けた後に行うこと。また、募集にあたっては、誇大広告等により受講者に過大な期待をいだかせることのないよう正確な表示をすること。

⑥ 次に掲げる書類を作成し保存すること。

- ア 受講生の出席状況がわかるもの（上記③関係）
- イ 受講者及び修了者に関する台帳（上記③関係）
- ウ 受講者の成績等に関する書類（講義を通信等で行う場合）
- エ 受講者に関する各種証明書類等（第2（3）の⑤関係）
- オ 講師の講義等の実施を確認する書類（第2（4）の③関係）
- カ 申請書等知事に提出した書類及びその関係書類

3 指定申請

研修事業の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として募集を開始しようとする２月前までに山形県居宅介護職員初任者研修等事業指定申請書（様式第２号）を知事に提出するものとする。

4 指定の決定

- (1) 知事は、前項の申請があったときは、おおむね１月以内に結果を通知するものとする。
- (2) 申請内容が指定基準を満たさないものと認められるときは、相当の期間を定めて補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して研修事業の指定を行わない旨を通知するものとする。

5 事業内容の変更

研修事業の指定を受けたもの（以下「指定事業者」という）。は、申請の内容に変更を加える場合には、変更事由発生後直ちに山形県居宅介護職員初任者研修等事業変更届（様式第３号）により、知事に届け出るものとする。

6 事業実績報告

指定事業者は、指定を受けた研修が終了したときは、研修終了後１月以内に様式第４号による事業報告書、講義（演習）実施確認書、修了者名簿及び実習修了確認書を知事に提出するものとする。

また、第２（２）の③に定める期間内に補講を行った場合については、様式第５号による事業報告書、補講実施状況報告書、修了者名簿及び実習修了確認書を補講終了後１月以内に知事に提出するものとする。

7 調査及び指導等

- (1) 知事は、指定事業者に対し、必要があると認めるときは、指定事業者及び研修事業の実施状況について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めるものとする。
- (2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、指定事業者に対して、改善の指導を行うものとする。

8 指定の取り消し

- (1) 知事は、第４による指定の決定後に、研修内容が山形県居宅介護職員初任者研修等事業として指定することがふさわしくないと判断した場合は、指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 知事は、上記により指定の取消を行う場合においては、当該事業者に対して聴聞等を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成１９年３月３０日から施行する。
- 2 山形県居宅介護従業者養成研修事業の指定に関する要綱（平成１６年４月１日障第２００号）

は、廃止する。

- 3 次の各号に掲げる者については、この要綱に規定する当該研修の課程を修了したものとみなす。
 - (1) この要綱の施行の際現に山形県居宅介護従業者養成研修事業の指定に関する要綱（以下「旧要綱」という。）により知事が認める研修の各課程を修了した者（当該課程を受講中の者を含む。）であって、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
 - (2) この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により知事が認める研修の各課程を受講中の者であって、この要綱の施行以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により指定された研修事業については、この要綱の規定により指定された研修事業とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる者については、この要綱に規定する当該研修の課程を修了したものとみなす。
 - (1) 平成25年4月1日において、改正前の本要綱に規定する居宅介護従業者養成研修の1級課程及び2級課程（以下「1、2級課程」という。）を既に修了している者については、すべて居宅介護職員初任者研修の修了の要件をみたしているものとして扱い、また、平成25年4月1日において、1、2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者についても、すべて居宅介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。
 - (2) 平成25年4月1日において、改正前の本要綱に規定する居宅介護従業者養成研修の3級課程を既に修了している者については、すべて障害者居宅介護従業者基礎研修の修了の要件をみたしているものとして扱い、また、平成25年4月1日において、3級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者についても、すべて障害者居宅介護従業者基礎研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の本要綱の規定により指定された研修事業については、この要綱の規定により指定された研修事業とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程または行動援護従業者養成研修課程として定めた内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

- 3 この要綱により、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程または行動援護従業者養成研修課程について指定された事業者は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の内容に代えて、改正前の内容により実施することができる。
- 4 前2号により、効力を有するとされた内容の研修の課程を修了し、当該事業者が行った研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、改正後の内容の研修の課程を修了し、当該事業者が行った研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月20日に施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の強度行動障害支援者養成研修として定めた内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 この要綱により、強度行動障害支援者養成研修について指定された事業者は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の内容に代えて、改正前の内容により実施することができる。
- 4 前2号により、効力を有するとされた内容の研修を修了し、当該事業者が行った研修を修了したものとして修了証書の交付を受けた者は、改正後の内容の研修を修了し、当該事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の強度行動障害支援者養成研修として定めた内容は、令和4年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 この要綱により、強度行動障害支援者養成研修について指定された事業者は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、改正後の内容に代えて、改正前の内容により実施することができる。
- 4 前2号により、効力を有するとされた内容の研修を修了し、当該事業者が行った研修を修了したものとして修了証書の交付を受けた者は、改正後の内容の研修を修了し、当該事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙1 (2 (2) ①関係)

居宅介護職員初任者研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容
<p>I 講義及び演習 130時間</p> <p>※1 講義と演習を一体的に実施すること。</p> <p>※2 下記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間以上）を実施すること。</p> <p>※3 各教科の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。</p> <p>※4 効果的な研修を行うため必要であると考えられる場合には、提示した教科以外の教科においても施設の見学等の実習を活用すること。</p>		
<p>1 職務の理解（6時間） ※必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。</p>		
(1) 多様なサービスの理解	研修に先立ち、これから介護を目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス（居宅、施設） ・介護保険外サービス
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ・居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ・ケアプランの位置づけに始まりサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ、他職種・介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携
<p>2 介護における尊厳の保持・自立支援（9時間）</p>		
(3) 人権と尊厳を支える介護	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権と尊厳の保持 個人として尊重、アドボカシー、エンパワメントの視点、「役割」の実感、尊厳のある暮らし、利用者のプライバシーの保護 ・ICF（国際生活機能分類） 介護分野におけるICF ・QOL QOLの考え方、生活の質 ・ノーマライゼーション ノーマライゼーションの考え方 ・虐待防止・身体拘束禁止 身体拘束禁止、高齢者虐待防止法、高齢者の養護者支援 ・個人の権利を守る制度の概要 個人情報保護法、成年後見制度、日常生活自立支援事業
(4) 自立に向けた介護		<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援 自立・自律支援、残存能力の活用、動機と欲求、意欲を高める支援、個別性/個別ケア、重度化防止 ・介護予防 介護予防の考え方

3 介護の基本（6時間）		
(5) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対抗策のうち重要なものを理解する。 ・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護環境の特徴の理解 訪問介護と施設介護サービスの違い、地域包括ケアの方向性 ・介護の専門性 重度化防止・遅延化の視点、利用者主体の支援姿勢、自立した生活を支えるための援助、根拠のある介護、チームケアの重要性、事業所内のチーム、多職種から成るチーム ・介護に関わる職種 異なる専門性を持つ多職種の理解、介護支援専門員、サービス提供責任者、看護師等とチームとなり利用者を支える意味、互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、チームケアにおける役割分担
(6) 介護職の職業倫理		<ul style="list-style-type: none"> ・職業倫理 専門職の倫理の意義、介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、介護職としての社会的責任、プライバシーの保護・尊重
(7) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		<ul style="list-style-type: none"> ・介護における安全の確保 事故に結びつく要因を探り対応していく技術、リスクとハザード ・事故予防、安全対策 リスクマネジメント、分析の手法と視点、事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、情報の共有 ・感染対策 感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、「感染」に対する正しい知識
(8) 介護職の安全		<ul style="list-style-type: none"> ・介護職の心身の健康管理 介護職の健康管理が介護の質に影響、ストレスマネジメント、腰痛の予防に関する知識、手洗い・うがいの励行、手洗いの基本、感染症対策
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間）		
(9) 障がい者福祉制度	障がい者福祉制度や介護保険制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉制度の理念 障がいの概念、ICF（国際生活機能分類） ・障がい者福祉制度の仕組みの基礎的理解 介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで
(10) 医療との連携とリハビリテーション		<ul style="list-style-type: none"> ・医行為と介護、訪問介護、施設における看護と介護の役割・連携、リハビリテーションの理念
(11) 介護保険制度およびその他の制度		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ケアマネジメント、予防重視型システムへの転換、地域包括支援センターの設置、地域包括ケアシステムの推進 ・仕組みの基礎的理解 保険制度としての基本的仕組み、介護給付と種類、予防給付、要介護認定の手順

		<ul style="list-style-type: none"> ・制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 財政負担、指定介護サービス事業者の指定 ・個人の権利を守る制度の概要 個人情報保護法、成年後見制度、日常生活自立支援事業
5 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）		
(12) 介護におけるコミュニケーション	<p>障がい者や高齢者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、傾聴、共感の応答 ・コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション 言語的コミュニケーションの特徴、非言語的コミュニケーションの特徴 ・利用者、家族とのコミュニケーションの実際 利用者の思いを把握する、意欲低下の要因を考える、利用者の感情に共感する、家族の心理的理解、家族へのいたわりと励まし、信頼関係の形成、自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い ・利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 視力、聴力の障がいに応じたコミュニケーション技術、失語症に応じたコミュニケーション技術、構音障がいに応じたコミュニケーション技術、認知症に応じたコミュニケーション技術
(13) 介護におけるチームのコミュニケーション		<ul style="list-style-type: none"> ・記録における情報の共有化 介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、介護に関する記録の種類、個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、ヒヤリハット報告書、5W1H ・報告 報告の留意点、連絡の留意点、相談の留意点 ・コミュニケーションを促す環境 会議、情報共有の場、役割の認識の場（利用者とは頻りに接触する介護者に求められる観察眼）、ケアカンファレンスの重要性
6 障がいの理解（6時間）		
(14) 障がいの基礎的理解	<p>障がいの概念とICF、障がい者福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの概念とICF・家事援助の方法 ICFの分類と医学的分類、ICFの考え方 ・障がい者福祉の基本理念 ノーマライゼーションの概念
(15) 障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい 視覚障がい、聴覚・平衡障がい、音声・言語・そしゃく障がい、肢体不自由、内部障がい ・知的障がい

知識		<p>知的障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい（高次脳機能障がい・発達障がいを含む） 統合失調症・気分（感情障がい）・依存症などの精神疾患、高次脳機能障がい、広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどの機能障がい その他の心身の機能障がい 	
(16) 家族の心理、かわり支援の理解		<ul style="list-style-type: none"> 家族への支援 障がいの理解・障がいの受容支援、介護負担の軽減 	
7 認知症・行動障がいの理解（6時間）			
認知症の理解 （3時間）	(17) 認知症を取り巻く環境	介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症ケアの理念 パーソンセンタードケア、認知症ケアの視点（できることに着目する）
	(18) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		<ul style="list-style-type: none"> 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 認知症の定義、もの忘れとの違い、せん妄の症状、健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、治療、薬物療法、認知症に使用される薬
	(19) 認知症に伴うこころからの変化と日常生活		<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴 認知症の中核症状、認知症の行動・心理症状（BPSD）、不適切なケア、生活環境で改善 認知症の利用者への対応 本人の気持ちを推察する、プライドを傷つけない、相手の世界に合わせる、失敗しないような状況をつくる、すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、身体を通じたコミュニケーション、相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、認知症の進行に合わせたケア
	(20) 家族への支援		<ul style="list-style-type: none"> 認知症の受容過程での援助、介護負担の軽減（レスパイトケア）
行動障がいの理解 （3時間）	(21) 行動障がい	介護において行動障がいを理解することの必要性に気づき、行動障がいの利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 行動障がいとはどのような状態をいうか
	(22) 自閉症の理解・自閉症の障がい特性		<ul style="list-style-type: none"> 自閉症の理解 行動障がいを起こしやすい自閉症とはどのような障がいか 自閉症の障がい特性 コミュニケーションや感性の特性、転動性、時間・空間の整理統合、変更への対応や記憶の維持の困難さ
	(23) 行動障がい起きる背景の理解		<ul style="list-style-type: none"> 支援者の不適切な対応が行動障がいを誘発していることを知る

	(24) 行動障がい を起こさない ようにするた めの支援		・行動障がいを誘発せず、本人が安心して自信を持 って生活できるための支援
8 老化の理解（3時間）			
(25) 老化に伴うこころ とからだの変化と日 常	加齢・老化に伴う心身 の変化や疾病につい て、生理的な側面から 理解することの重要性 に気づき、自らが継続 的に学習すべき事項を 理解する。		・老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 防衛反応（反射）の変化、喪失体験 ・老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 身体的機能の変化と日常生活への影響、そし ゃく機能の低下、筋・骨・関節の変化、体温維持機 能の変化、精神的機能の変化と日常生活への影響
(26) 高齢者と健康			・高齢者の疾病と生活上の留意点 骨折、筋力の低下と動き・姿勢の変化、関節痛 ・高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 循環器障がい（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、 循環器障がいの危険因子と対策、老年期うつ病 症状（強い不安感、焦燥感を背景に「訴え」の多 さが全面にでる、うつ病性仮性認知症）、誤嚥性 肺炎、病状の小さな変化に気づく視点、高齢者 は感染症にかかりやすい
9 こころと体のしくみと生活支援技術（7.5時間） ※介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。 〔 基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。 概ね次のような展開が考えられる。〕			
(27) 基本知識の学習 （10～13時間程度）	・介護技術の根拠とな る人体の構造や機能に 関する知識を習得し、 安全な介護サービスの 提供方法等を理解し、 基礎的な一部または全 介助等の介護が実施で きる。 ・尊厳を保持し、その 人の自立及び自律を尊 重し、持てる力を発揮 してもらいながらその 人の在宅・地域等での 生活を支える介護技術 や知識を習得する。		1 介護の基本的な考え方 理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活 支援、我流介護の排除）法的根拠に基づく介護 2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 学習と記憶の基礎知識、感情と意欲の基礎知識、 自己概念と生きがい、老化や障がいを受け入れる 適応行動とその阻害要因、こころの持ち方が行動 に与える影響、からだの状態がこころに与える影 響 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、 骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニク スの活用、中枢神経系と体性神経に関する基礎知 識、自立神経と内部器官に関する基礎知識、こ ころとからだを一体的に捉える、利用者の様子 の普段との違いに気づく視点
(28) 生活支援技術の講 義・演習 （50～55時間程度） ※総時間の概ね5～6 割を技術演習にあてる			4 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知 識と生活支援 （生活歴、自立支援、予防的な対応、主体性・ 能動性を引き出す、多様な生活習慣、価値観） 5 快適な居住環境整備と介護

<p>こととし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。</p>		<p>快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障がい者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 (家庭内に多い事故、バリアフリー、住宅改修、福祉用具貸与)</p> <p>6 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 整容に関する基礎知識、整容の支援技術 (身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、身じたく、整容行動、洗面の意義・効果)</p> <p>7 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者・介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 (利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、利用者の自然な動きの活用、残存能力の活用・自立支援、重心・重力の働きの理解、ボディメカニクスの基本原則、移乗介助の具体的な方法 (車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗)、移動介助(車いす・歩行器・つえ等)、褥瘡予防)</p> <p>8 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事にに関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 (食事をする意味、食事のケアに対する介護者の意識、低栄養の弊害、脱水の弊害、食事と姿勢、そしゃく・嚥下のメカニズム、空腹感、満腹感、好み、食事の環境整備(時間・場所等)、食事に関した福祉用具の活用と介助方法、口腔ケアの定義、誤嚥性肺炎の予防)</p> <p>9 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 (羞恥心や遠慮への配慮、体調の確認、全身清拭(身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方)、目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、陰部清浄(臥床状態での方法)、足浴・手浴・洗髪)</p>
---	--	---

		<p>10 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽快な排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法（排泄とは、身体面（生理面）での意味、心理面での意味、社会的な意味、プライド・羞恥心、プライバシーの確保、おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、排泄障がい日常生活上に及ぼす影響、排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法、便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ））</p> <p>11 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法（安眠のための介護の工夫、環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）安楽な姿勢・褥瘡予防）</p> <p>12 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護</p> <p>終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うこころの理解、苦痛の少ない死への支援（終末期ケアとは、高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、臨終が近づいたときの兆候と介護、介護従事者の基本的態度、多職種間の情報共有の必要性）</p>
<p>(29) 生活支援技術演習 (10～12時間程度)</p>		<p>13 介護過程の基礎的理解</p> <p>介護過程の目的、意義・展開、介護過程とチームアプローチ</p> <p>14 総合生活支援技術演習 (事例による展開)</p> <p>生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例の提示→ところとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題（1事例1. 5時間程度で上のサイクルを実施する） ・事例は高齢（要支援2程度、認知症、片麻痺、座位保持不可）から2事例を選択して実施

<p>※1 本科目の6～11の内容においても、「14 総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。</p> <p>※2 本科目の6～11の内容における各技術の演習及び「14 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価(介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等)を行うことが望ましい。</p>		
<p>10 振り返り(4時間) ※必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。</p>		
(30) 振り返り	<p>研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を通して学んだこと ・今後継続して学ぶべきこと ・根拠に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等)
(31) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に学ぶべきこと ・研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージができるような事業所等における実例(OFF-JT、OJT)を紹介

障害者居宅介護従業者基礎研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 25時間		
1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義（3時間）		
(1) サービス提供の本視点 （3時間）	福祉サービスを提供するに当たっての基本視点を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・QOL等、主要な福祉理念 ・豊かな人間観 生活者としての援助対策の把握、生涯発達の視点、自己実現の視点等 ・他社理解と共感 ・自立支援 経済・身体的自立と精神的自立、役割意識とプライド、能動性・主体性 ・利用者の自己決定
2 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）		
(2) 障がい者（児）福祉の制度とサービス （2時間）	障がい者（児）の福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）福祉の背景と動向 ・障がい者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容とその役割 ・障がい者（児）福祉に関する制度、施策
(3) 老人福祉の制度とサービス （2時間）	介護保険制度を中心とした老人保健福祉の制度とサービスについて理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健福祉の背景と動向 ・介護保険制度の概要とサービスの理解 ・その他の老人保健福祉の制度とサービスの理解 ・医療・年金・生活保護制度・住宅施策等その他老人保健福祉に関連する制度、施策
3 居宅介護に関する講義（3時間）		
(4) 居宅介護概論 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の役割と業務を理解する。 ・居宅介護に従事する際の職業倫理について理解する。 ・サービス提供における利用者の人権の尊重について理解する。 （職業倫理、人権の尊重について重点的項目として取り上げる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の社会的役割 ・居宅介護の制度と業務内容 障害者総合支援法における運営基準等の理解 介護保険制度における運営基準等の理解 ・指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）等関係機関との連携 障害福祉サービスにおける居宅介護支援との連携 ・近隣・ボランティア等との連携 ・関連職種の基本知識 ・居宅介護業務においてとるべき基本的態度 ・福祉業務従事者としての倫理 ・サービス提供における利用者の人権の尊重、プライバシーの保護等（事例を用いて理解を深めることが望ましい）
4 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）		
(5) サービス利用者の理解 （3時間）	・障がい者（児）、高齢者の心身の特徴と生活像を把握し、援助の基本的な方向性を理解	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）、高齢者の心身と生活像の理解 ・障がい者（児）、高齢者への援助 ・障がい者（児）、高齢者の家族の理解と援助 ・障がい者の疾病及び障がい等に関する理解

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）、高齢者の家族に対する理解を深める。 	
5 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）		
(6) 介護概論 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。 ・在宅介護の特徴とすすめ方を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・在宅介護の特徴とすすめ方 ・介護におけるリハビリテーションの視点 ・福祉用具の基礎知識と活用 ・ターミナルケアの考え方 ・介護者の健康管理 ・基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
6 家事援助の方法に関する講義（4時間）		
(7) 家事援助の方法 （4時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）、高齢者への家事援助の目的と機能を理解し、その方法を学習する。 ・障がい者（児）、高齢者への家事援助に必要な栄養、調理、被服、住宅管理等の知識を学習する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事援助の目的、機能と基本原則 ・家事援助の方法 ・家事援助における自立支援 ・障がい者（児）、高齢者と栄養、食生活のあり方 ・食品の保存・管理 ・ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 ・障がい者（児）、高齢者への調理技術（味付け、きざみ食等） ・糖尿病、高血圧等に対応する特別食 ・障がい者（児）、高齢者と被服 ・快適な室内環境と安全管理
7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）		
(8) 医療の基礎知識 （3時間）	障がい者（児）、高齢者の在宅生活援助に役立つ知識を中心に家庭の医学・在宅看護の基礎知識を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ・感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等 ・身体を観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等 ・薬の飲ませ方と保管 ・医療関係制度の基礎知識 ・介護保険法における特定疾病の概要
(9) 心理面への援助方法 （2時間）	障がい者（児）、高齢者の在宅生活援助に関連する心理面への援助方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・心理面への援助の必要性と方法 ・レクリエーションの視点と実際
II 演習 17時間 ※ロールプレイ等については見学のみで修了することがないことを原則とする。		
1 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習（4時間）		

(1) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)	サービスの利用者の立場に立った理解とサービス提供者としての基本的態度を形成する。	<p>ロールプレイ等の方法によりサービス提供場面の演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解と基本的態度を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問・退出時の挨拶 傾聴的態度、信頼関係の形成 物の処分・移動における言葉かけ 銀行入金代行業務や買物業務時の注意点（レシート取得等） できないことの拒否の仕方 助言の仕方 認知症高齢者等とのコミュニケーション 視覚・聴覚障がい者とのコミュニケーション 知的障がい者とのコミュニケーション <p>※親密さと無礼の境目（「〇〇ちゃん」等の幼児語使用）等にも留意して演習すること</p>
2 基礎的な介護技術に関する演習（10時間）		
(2) 介護技術入門 (10時間)	食事、排せつ、移動・移乗、その他在宅介護を行うに当たっての基礎的な介護技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の介護 ・排せつ・尿失禁の介護 ・体位・姿勢交換の介護（座位保持、褥瘡への対応を含む） ・車椅子への移乗、車椅子等での移動の介護 ・身体の清潔（清拭、洗髪、口腔ケア等）の介護 ・緊急時対応法（骨折、火傷、てんかん発作、化学物質による中毒等） <p>※姿勢による食事の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護する等、可能な限り実践的な講習とすること。</p>
3 事例の検討等に関する演習（3時間）		
(3) 居宅介護の共通理解 (3時間)	居宅介護における援助方法と実際について共通の理解を図る。	<p>現在のサービス提供責任者を囲んで、事例検討や実践的内容のグループ検討を行う。</p> <p>事例検討、記録のつけ方、上司への報告・相談の行い方等</p>
Ⅲ 実習 8時間 ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること		
1 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学（8時間）		
(1) 生活介護を行う事業所等サービス提供現場見学 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護を行う事業所等サービスの提供現場の見学を通して、その役割・機能を理解する。 ・居宅介護と他サービスとの連携のあり方等、在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護同行訪問見学（原則として3時間×1回以上実施） ・指定生活介護見学（訪問看護同行訪問見学、指定相談支援事業に係る職員同行訪問、「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす民間事業者が実施する在宅サービス同行訪問見学等に代えることができる） <p>※実習方法の弾力的運用</p> <p>サービス提供現場見学については、見学時間の概ね半数を超えない範囲内で、ビデオ学習をもって同行訪問見学に代えることができる。また、介護保険制度の居宅サービスの同行訪問見学に代えることもできる。</p>

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 3時間		
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）		
(1) 重度の肢体不自由者の地域生活等（2時間）	障害者総合支援法及び重度訪問介護の制度とサービス、その役割について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護の社会的役割 ・ 重度訪問介護の制度と現状 ・ 重度訪問介護業務の基本 ・ 重度訪問介護に従事する者の職業倫理について ・ 居宅介護においてとるべき基本的態度
2 基礎的な介護技術に関する講義（1時間）		
(2) 基礎的な介護技術（1時間）	介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護の目的、機能と基本原則 ・ 介護ニーズと基本的対応 ・ 在宅介護の特徴と進め方
II 実習 7時間		
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（5時間）		
(1) 基礎的な介護技術と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術（5時間）	食事、排せつ、移動・移乗、その他在宅介護を行うにあたっての基礎的な介護技術を習得し、重度の肢体不自由者への接し方を習得する	<p>重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設（重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る）における介護実習。</p> <p>ただし、次の内容による演習に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家事援助の方法 ・ 食事の介護 <ul style="list-style-type: none"> ※姿勢による食物の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護するなど、可能な限り実践的講習とする。 ・ 障がい者への調理技術（味付け、きざみ食） ・ 排せつ、尿失禁の介護 ・ 衣服着脱の介護 ・ 入浴の介護 ・ 体位・姿勢交換の介護（座位保持、褥瘡への対応含む） ・ 身体の清潔（清拭、洗髪、口腔ケア等）の介護
2 外出時の介護技術に関する実習（2時間）		
(2) 外出時の介護技術（2時間）	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。車いすでの移動を介助する場合の車いすの取扱方や平地、階段等での移動方法などを習得する	<p>重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設（重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る）における介護実習。</p> <p>ただし、次の内容による演習に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動介護の際の留意点 ・ 重度肢体不自由者用車いすの構造と機能 ・ 装具や自助具等の機能 ・ 抱きかかえ方及び移乗の方法 ・ 車いすの移動の介護等

重度訪問介護従業者養成研修追加課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 7時間		
1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障がい及び支援に関する講義（4時間）		
(1) 重度肢体不自由者（児）における障がいの理解（2時間）	業務において直面する頻度の高い障がい、疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、介護に必要な状態像を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者（児）の原因疾患（脳性まひ、脳血管障がい、頸髄損傷など）及び症状の理解 ・ターミナルケアの考え方 ・介護におけるリハビリテーションの視点 ・関連機関との連携
(2) 医学の基礎知識（1時間）	重度の肢体不自由者の在宅支援援助に役立つ知識を中心に家庭の医学、在宅看護の基礎知識を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腰痛、火傷、骨折、食中毒等 ※バイタルサインの発見方法を含む。 ・感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等 ・医療関係制度の基礎知識
(3) 家事援助の方法（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への家事援助の目的と機能を理解し、その方法を学習する。 ・障がい者への家事援助に必要な栄養、調理、被服、住宅管理等の知識を学習する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事援助の目的、機能と基本原則 ・家事援助の方法 ・障がい者と栄養、食生活のあり方 ・食品の保存、管理 ・ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 ・糖尿病、高血圧等に対応する特別食 ・障がい者と被服 ・介護者の健康管理
2 コミュニケーションの技術に関する講義（2時間）		
(4) コミュニケーションの技術（2時間）	重度の肢体不自由障がいについての理解を深め、重度の肢体不自由障がいのある人への接し方を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者への接し方 ・言語障がいの種類と特徴 ・言語障がいのある人への接し方 ・肢体不自由者（児）の社会参加
3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義（1時間）		
(5) 緊急時の対応及び危険防止（1時間）	緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応（骨折、やけど、てんかん発作、化学物質による中毒等） ・快適な室内環境と安全管理
II 実習 3時間 ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること		
1 重度肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3時間）		
(1) 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3時間）	重度の肢体不自由者の介護を体験する。	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設支援での実習（障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場（1箇所以上））での実習とすること

重度訪問介護従業者養成研修統合課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 11時間		
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）		
(1) 重度の肢体不自由者の地域生活等（2時間）	障害者総合支援法及び重度訪問介護の制度とサービス、その役割について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）福祉の背景と動向 ・障がい者福祉制度の種類、内容とその役割 ・重度訪問介護の制度とサービス ・重度訪問介護利用者の障がい・疾病、心理、地域生活、社会参加についての理解 ・重度訪問介護に従事する者の職業倫理について ・居宅介護においてとるべき基本的態度
2 基礎的な介護技術に関する講義（1時間）		
(2) 基礎的な介護技術（1時間）	介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・在宅介護の特徴と進め方
3 コミュニケーションの技術に関する講義（2時間）		
(3) コミュニケーションの技術（2時間）	重度の肢体不自由障がいについての理解を深め、重度の肢体不自由障がいのある人への接し方を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者への接し方 ・言語障がいの種類と特徴 ・言語障がいのある人への接し方 ・肢体不自由者（児）の社会参加
4 喀痰吸引を必要とする重度障がい者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危機防止に関する講義①（3時間）		
(4) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引を必要とする重度障がい者の障がいや喀痰吸引の手順を正しく理解する。 ・緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急的対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点
5 経管栄養を必要とする重度障がい者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危機防止に関する講義②（3時間）		
(5) 経管栄養の手順と緊急時の対応等（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・経管栄養を必要とする重度障がい者の障がいや経管栄養の手順を正しく理解する。 ・緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排せつ（消化）について ・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点
II 演習 1時間		
1 喀痰吸引等に関する演習（1時間）		
(1) 喀痰吸引等に関する	喀痰吸引等の手順を習得	・喀痰吸引（口腔内）

る演習 (1時間)	する。	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引（鼻腔内） ・喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・経管栄養（経鼻）
Ⅲ 実習 8. 5時間 ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること		
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（3時間）		
(1) 基礎的な介護技術と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術 (3時間)	食事、排せつ、移動・移乗、その他在宅介護を行うにあたっての基礎的な介護技術を習得し、重度の肢体不自由者への接し方を習得する	<p>重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設（重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る）における介護実習。</p> <p>ただし、次の内容による演習に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事援助の方法 ・食事の介護 <ul style="list-style-type: none"> ※姿勢による食物の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護するなど、可能な限り実践的講習とする。 ・障がい者への調理技術（味付け、きざみ食） ・排せつ、尿失禁の介護 ・衣服着脱の介護 ・入浴の介護 ・体位・姿勢交換の介護（座位保持、褥瘡への対応含む） ・身体の清潔（清拭、洗髪、口腔ケア等）の介護
2 外出時の介護技術に関する実習（2時間）		
(2) 外出時の介護技術 (2時間)	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。 車いすでの移動を介助する場合の車いすの取扱い方や平地、階段等での移動方法などを習得する	<p>重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設（重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る）における介護実習。</p> <p>ただし、次の内容による演習に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動介護の際の留意点 ・重度肢体不自由者用車いすの構造と機能 ・装具や自助具等の機能 ・抱きかかえ方及び移乗の方法 ・車いすの移動の介護等
3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3. 5時間）		
(3) 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 (3時間)	重度の肢体不自由者の介護を体験する。	<p>重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設支援での実習（障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場（1箇所以上））での実習とすること。</p>

※ 基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発0330第43号）等に基づいて行うものとする。

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 6. 5時間		
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1. 5時間）		
(1) 強度行動障害とは	行動障がい内容及び強度行動障がいの定義、支援の歴史的流れや児者及び家族の生活への理解、危機管理・緊急時の対応について理解する。また、医療的	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修の対象となる行動障害 ・強度行動障害の定義 ・強度行動障害支援の歴史的な流れ ・知的障がい／自閉症／精神障がいとは ・行動障がいと家族の生活の理解 ・危機管理・緊急時の対応
(2) 強度行動障がいと医療	アプローチや福祉と医療の連携について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいと精神科の診断 ・強度行動障がいと医療的アプローチ ・福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（5時間）		
(3) 強度行動障害と制度	強度行動障がいに関する自立支援給付等の制度、制度の構造化及び基本的な枠組み、実践報告について理解するほか、法を含めた障がいと虐待の関係性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付と行動障がい / 他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
(4) 構造化		<ul style="list-style-type: none"> ・構造化の考え方 ・構造化の基本と手法 ・構造化に基づく支援のアイデア
(5) 支援の基本的な枠組みと記録		<ul style="list-style-type: none"> ・支援の基本的な枠組み ・支援の基本的なプロセス ・アセスメント票と支援の手順書の理解 ・記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
(6) 虐待防止と身体拘束		<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止法と身体拘束について ・強度行動障害と虐待
(7) 実践報告		<ul style="list-style-type: none"> ・児童期における支援の実際 ・成人期における支援の実際
II 演習 5. 5時間		
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）		
(1) 情報収集とチームプレイの基本（1時間）	情報の入手方法やその記録のまとめ方、共有方法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手とその方法 ・記録とそのまとめ方と情報共有 ・アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）		
(2) 固有のコミュニケーション（3時間）	様々なコミュニケーション方法と、その理解と表出について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なコミュニケーション方法 ・コミュニケーションの理解と表出 ・グループ論議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習（1. 5時間）		
(3) 行動障害の背景にあるもの（1. 5時間）	感覚・知覚の特異性と障がい特性、行動障がいを理解する氷山モデルについて理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚・知覚の特異性と障害特性 ・行動障害を理解する氷山モデル ・グループ論議／まとめ

同行援護従業者養成研修一般課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 8・5時間		
1 外出保証（1時間）		
(1) 外出保証 （1時間）	視覚障がい者（児）の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障がい者（児）の外出保証を担うことを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・外出保証とは ・外出保証の歴史 ・外出保証の現状
2 視覚障がいの理解と疾病①②（1. 5時間）		
(2) 視覚障がいの理解と疾病① （1時間）	業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいの理解（視覚障がいの不便さ、必要な情報）
(3) 視覚障がいの理解と疾病② ◆ （0. 5時間）	視覚障がい者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さについての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいの疾病と理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）
3 視覚障がい者（児）の心理（1時間）		
(4) 視覚障がい者（児）の心理 （1時間）	視覚障がい者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全盲の心理 ・ロービジョンの心理 ・視機能低下の心理 ・障がい発生時期の心理 ・外出時の心理
4 視覚障がい者（児）福祉の制度とサービス（1. 5時間）		
(5) 視覚障がい者（児）福祉の制度とサービス （1. 5時間） ◆	障がい者（児）福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障がい者（児）が利用する関係施設を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉の動向 ・障がい者福祉に関連する法律 ・障害者総合支援法 ・視覚障がいに関する施設等 ・障がい者を対象としたその他の制度
5 同行援護の制度（1時間）		
(6) 同行援護の制度 （1時間）	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護以前の外出支援制度の歴史 ・同行援護制度の概要 ・他の外出支援制度との関係 ・同行援護制度の課題

6 同行援護従事者の実際と職業倫理（2. 5時間）		
(7) 同行援護従事者の実際と職業倫理（2. 5時間）◆	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護従事者の業務内容 ・同行援護従事者の職業倫理 ・同行援護の実際（様々な利用者への対応等）
II 講義・演習 3. 5時間		
1 情報提供（2時間）		
(1) 情報提供（2時間）	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供とは ・情報提供の内容 ・場面別情報提供の実際 ・情報提供時の配慮 ・演習（3題程度）
2 代筆・代読①②（1. 5時間）		
(2) 代筆・代読①（1時間）	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点） ・代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの） ・演習（代読1題・代筆1題）
(3) 代筆・代読②（0. 5時間）◆	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・代読・代筆の具体的な方法 代読・代筆におけるプライバシーの保護や、代読、代筆を行う環境など
III 演習 1 6時間		
1 誘導の基本技術①②（7時間）		
(1) 誘導の基本技術①（4時間）	椅子への誘導・階段など、誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差） ◎当事者の参加に努めること
(2) 誘導の基本技術②（3時間）◆	基本姿勢・歩く・狭いところの通過など、誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） ・狭いところの通過、ドアの通過 ◎当事者の参加に努めること
2 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①②（5時間）		
(3) 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①（4時間）	トイレや食事の場面での具体的な誘導方法を習得する。また、実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・共通（トイレ、食事） ・街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段） ◎当事者の参加に努めること

(4) 誘導の応用技術（場面別・街歩き）② （1時間） ◆	病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関など様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。	・場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭） ◎当事者の参加に努めること
3 交通機関の応用（4時間）		
(5) 交通機関の応用 （4時間）	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	・電車の乗降 ・バスの乗降 ・車の乗降 ・船・飛行機の乗降 ◎実際の交通機関等を利用すること

※盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、「◆」が付いている科目の受講を免除することとする。

同行援護従業者養成研修応用課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 6時間		
1 サービス提供責任者の業務 (1時間)		
(1) サービス提供責任者の業務 (1時間)	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の体制 ・事業所の役割 ・サービス提供責任者の役割 ・サービス提供責任者の業務
2 様々な利用者への対応 (1時間)		
(2) 様々な利用者への対応 (1時間)	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、障害の重度化・重複化の現状 ・高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点
3 個別支援計画と他機関との連携 (1時間)		
(3) 個別支援計画と他機関との連携 (1時間)	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の策定 ・関係機関との連携
4 業務上のリスクマネジメント (1時間)		
(4) 業務上のリスクマネジメント (1時間)	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生の可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所のリスクマネジメント ・同行援護従業者のリスクマネジメント ・事故発生時の管理体制
5 従業者研修の実施 (1時間)		
(5) 従業者研修の実施 (1時間)	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者研修の目的 ・従業者研修の内容 ・従業者の質の向上のための工夫
6 同行援護の実務上の留意点 (1時間)		
(6) 同行援護の実務上の留意点 (1時間)	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護の制度上の留意点 ・同行援護の実務上の留意点 ・介護保険制度との関係

行動援護従業者養成研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 10時間		
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1.5時間）		
(1) 強度行動障害とは	行動障がい内容及び強度行動障がいの定義、支援の歴史的流れや児者及び家族の生活への理解、危機管理・緊急時の対応について理解する。また、医療的アプローチや福祉と医療の連携について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修の対象となる行動障害 ・強度行動障害の定義 ・強度行動障害支援の歴史的な流れ ・知的障がい／自閉症／精神障がいとは ・行動障がいと家族の生活の理解 ・危機管理・緊急時の対応
(2) 強度行動障がいと医療		<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいと精神科の診断 ・強度行動障がいと医療的アプローチ ・福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（5時間）		
(3) 強度行動障害と制度	強度行動障がいに関する自立支援給付等の制度、制度の構造化及び基本的な枠組み、実践報告について理解するほか、法を含めた障がいと虐待の関係性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付と行動障がい / 他（例）支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
(4) 構造化		<ul style="list-style-type: none"> ・構造化の考え方 ・構造化の基本と手法 ・構造化に基づく支援のアイデア
(5) 支援の基本的な枠組みと記録		<ul style="list-style-type: none"> ・支援の基本的な枠組み ・支援の基本的なプロセス ・アセスメント票と支援の手順書の理解 ・記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
(6) 虐待防止と身体拘束		<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止法と身体拘束について ・強度行動障害と虐待
(7) 実践報告		<ul style="list-style-type: none"> ・児童期における支援の実際 ・成人期における支援の実際
3 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義（3時間）		
(1) 強度行動障がい支援の原則	支援の原則やチームによる支援の重要性、地域での支援について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによる支援の重要性 ・支援の6つの原則 ・地域で強度行動障がいの人を支える
4 強度行動障害と生活の組み立てに関する講義（0.5時間）		
(2) 行動障がいのある人の生活と支援の実際	強度行動障がい者と家族の生活や、生活の様々な場面における支援の実際について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障がいのある人の家族の思い ・日中活動場面における支援 ・夕方から朝にかけての支援 ・外出場面における支援
II 演習 14時間		
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）		
(1) 情報収集とチームプレイの基本（1時間）	情報の入手方法やその記録のまとめ方、共有方法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手とその方法 ・記録とそのまとめ方と情報共有 ・アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）		
(2) 固有のコミュニケーション	様々なコミュニケーション方法と、その理解と表出に	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なコミュニケーション方法 ・コミュニケーションの理解と表出

(3時間)	ついて理解する。	・グループ論議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習 (1. 5時間)		
(3) 行動障害の背景にあるもの (1. 5時間)	感覚・知覚の特異性と障がい特性、行動障がいを理解する氷山モデルについて理解する。	・感覚・知覚の特異性と障害特性 ・行動障害を理解する氷山モデル ・グループ論議／まとめ
4 障がい特性の理解とアセスメントに関する演習 (3時間)		
(1) 障がい特性とアセスメント (3時間)	障がい特性やそれに基づく行動の意味、アセスメントについて理解する。	・情報の入手とその方法 ・記録とそのまとめ方と情報共有 ・アセスメントとは
5 環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習 (3時間)		
(2) 構造化の考え方と方法 (3時間)	構造化の考え方と方法について理解する。	・様々なコミュニケーション方法 ・コミュニケーションの理解と表出 ・グループ論議／まとめ
6 記録に基づく支援の評価に関する演習 (1. 5時間)		
(3) 記録の収集と分析 (1. 5時間)	行動の記録の方法や、その整理と分析、再アセスメントと手順書の修正について理解する。	・行動の記録の方法 ・記録の整理と分析 ・再アセスメントと手順書の修正
7 危機対応と虐待防止に関する演習 (1時間)		
(4) 危機対応と虐待防止 (1時間)	危機対応の方法及び虐待防止、身体拘束について理解する。	・危機対応の方法 ・虐待防止と身体拘束

視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 11時間		
1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）		
(1) 障がい者(児)福祉の制度とサービス (2時間)	障がい者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉の背景と動向 障がい者福祉の制度とサービス
(2) 移動介護従業者の業務 (1時間)	移動介護の業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 移動介護従業者の業務
2 身体障がい者居宅介護等に関する講義（3時間）		
(3) 居宅介護概論 (2時間)	居宅介護の役割と業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護の社会的役割 居宅介護の制度と現状 居宅介護業務の基本 関連機関との連携
(4) 居宅介護従業者の職業倫理 (1時間)	居宅介護に従事する際の職業倫理について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉業務従事者としての倫理 居宅介護においてとるべき基本的態度
3 視覚障がい者の疾病、障がい等に関する講義（2時間）		
(5) 疾病、障がいの理解 (2時間)	業務において直面する頻度の高い疾病、障がいを医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者数 視覚障がいについての理解 視覚障がいの原因疾病、症状、治療 見えの構造 移動介護の際の留意点
4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義（2時間）		
(6) 移動介護の基礎知識 (2時間)	移動介護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者への接し方 視覚障がい者の社会参加 視覚障がい者の行動技術 言葉による情報提供の基本 移動介護の留意点 歩行に関係ある補装具、用具の知識
5 障がい者の心理に関する講義（1時間）		
(7) 障がい者(児)の心理 (1時間)	障がい者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 先天性障がいと中途障がい 障がい者の心理と人間関係
II 演習 9時間		
1 移動の介護に係る技術に関する演習（9時間）		
(8) 移動介護の基本技術 (2時間)	疑似体験をしつつ、基本的な移動介護の技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 基本姿勢 危険な移動介護 基本姿勢の変形 狭い場所の通り抜け 方向転換（1）

		<ul style="list-style-type: none"> ・方向転換（２） ・サイド（左右）の位置交代 ・押しドアの通行 ・引きドアの通行 ・引き戸の通行 ・背あてのある椅子への着席 ・背あてのない椅子への着席 ・移動介護中一時的に移動介護従業者と視覚障がい者が離れる場合
(2) 屋内の移動介護 (2時間)	疑似体験をしつつ、屋内での移動介護方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・階段を上る方法 ・階段を下る方法 ・手すりを使って視覚障がい者が自分で階段を下りる方法 ・白板を持っている場合の基本姿勢 ・白杖を持っている場合に階段を上る方法 ・白杖を持っている場合に階段を下る方法 ・トイレの利用 ・テーブルオリエンテーション
(3) 屋外の移動介護 (4時間)	疑似体験をしつつ、屋外での移動介護方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外歩行の心がけ ・エスカレーターを上る方法 ・エスカレーターを下る方法 ・自動車に乗り込む方法 ・自動車から降りる方法 ・駅の改札 ・電車に乗る方法 ・電車から降りる方法 ・バスに乗る方法 ・バスから降りる方法
(4) 応用技能 (1時間)	複数の視覚障がい者をガイドする場合などの応用技能を習得するとともに、移動介護従業者としての全体像を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・らせん階段や不規則な階段の昇降 ・雨の日のガイド ・混雑した場所での移動介護

全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容
1 講義 12時間		
1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）		
(1) 障がい者(児)福祉の制度とサービス（2時間）	障がい者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉の背景と動向 障がい者福祉の制度とサービス
(2) 移動介護従業者の業務（1時間）	移動介護の業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 移動介護従業者の業務
2 身体障がい者居宅介護等に関する講義（3時間）		
(3) 居宅介護概論（2時間）	居宅介護の役割と業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護の社会的役割 居宅介護の制度と現状 居宅介護業務の基本 関連機関との連携
(4) 居宅介護従事者の職業倫理（1時間）	居宅介護に従事する際の職業倫理について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉業務従事者としての倫理 居宅介護においてとるべき基本的態度
3 全身性障がい者の疾病、障がい等に関する講義（2時間）		
(5) 重度肢体不自由者(児)における障がいの理解（1時間）	業務において直面する頻度の高い障がい・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、介護に必要な状態像を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由者(児)の原因疾患（脳性まひ、脳血管障がい、頸髄損傷など）及び症状の理解 肢体不自由者(児)の社会参加 移動介護の際の留意点
(6) 介護に係わる車いす及び装具等の理解（1時間）	移動介護に必要な車いすや装具等について知識を深め、それらの機能を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 車いすの構造と機能 電動車いすの構造と機能 重度肢体不自由者用車いすの構造と機能 装具や自助具等の機能
4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義（3時間）		
(7) 姿勢保持について（1時間）	良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 良好な姿勢の必要性 良好な姿勢保持の方法 姿勢保持の留意点
(8) コミュニケーションについて（1時間）	言語障がいについての理解を深め、言語障がいのある人への接し方を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 言語障がいの種類と特徴 言語障がいのある人への接し方
(9) 事故防止に関する心がけと対策（1時間）	事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止のための移動の留意点 事故時の対応 安全な食事介護 介護者自身のからだの保護

5 障がい者の心理に関する講義（1時間）		
(10) 障がい者(児)の心理 （1時間）	障がい者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の心理と人間関係 ・肢体不自由者の心理的特徴
II 演習 4時間		
1 車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習（4時間）		
(1) 抱きかかえ方及び移乗の方法 （1時間）	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・床と車いす間の移乗 ・ベッドと車いす間の移乗 ・2人の介護者で行う場合
(2) 車いすの移動介護 （2時間）	車いすでの移動を介護する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの取り扱い方 ・車いす移動介護における注意（雨の日） ・平地での移動 ・階段における移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介護方法の留意点
(3) 生活行為の介護 （1時間）	外出時に排せつ、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介護方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の介護方法 ・衣服着脱の介護方法 ・排せつの介護方法

知的障がい者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容
1 講義 13時間		
1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）		
(1) 障がい者(児)福祉の制度とサービス（2時間）	障がい者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉の背景と動向 障がい者福祉の制度とサービス
(2) 移動介護従業者の業務（1時間）	移動介護の業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 移動介護従業者の業務
2 知的障がい者居宅介護等に関する講義（3時間）		
(3) 居宅介護概論（2時間）	居宅介護の役割と業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護の社会的役割 居宅介護の制度と現状 居宅介護業務の基本 関連機関との連携
(4) 居宅介護従業者の職業倫理（1時間）	居宅介護に従事する際の職業倫理について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉業務従事者としての倫理 居宅介護においてとるべき基本的態度
3 知的障がい者の疾病、障がい等に関する講義（4時間）		
(5) 疾病、障がいの理解（4時間）	業務において直面する頻度の高い疾病、障がいを医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者数 知的障がい、自閉症、ダウン症、てんかんについての理解 行動障がいについての理解 疾病の理解 心機能障がい、高血圧、糖尿病等 移動介護の際の留意点
4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義（2時間）		
(6) 移動介護の基礎知識（2時間）	移動介護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者への接し方 知的障がい者の社会参加 知的障がい者の行動技術 本人の意思確認 移動介護の留意点
5 障がい者の心理に関する講義（1時間）		
(7) 障がい者(児)の心理（1時間）	障がい者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の心理と人間関係 知的障がい者の心理的特徴
III 演習 6時間		
1 移動の介護に係る技術に関する講義（6時間）		
(1) 移動の介護に係る技術（6時間）	知的障がい者の行動の特性を理解しつつ、基本的な移動介護の技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者の移動介護の基本 行動障がいへの対応、本人の意思確認等 ※疑似体験についても考慮すること。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 6. 5時間		
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1. 5時間）		
(1) 強度行動障害の理解	・強度行動障害とその状態について、児童期の予防の重要性・軽減方法、強度行動障害と社会参加、障害特性等について理解する。	・支援の基本的考え方 ・強度行動障害の状態 ・行動障害が起きる理由 ・障害特性の理解
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（5時間）		
(2) 研修の意義	・強度行動障害支援者養成研修の位置付け、障害者虐待防止法の概要と現在、通報義務や身体拘束の取扱いについて理解する。 ・強度行動障害を予防するための支援の在り方や補調、補強について理解する。 ・チーム支援の重要性、サービス等利用計画等の連携、記録の重要性について理解する。	・行動障害と虐待防止 ・家族の気持ち／実践報告
(3) 支援のアイデア		・障害特性に基づいた支援
(4) チームプレイの基本		・チームプレイの必要性
(5) 実践報告		・児童期及び成人期における支援の実際
II 演習 5. 5時間		
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）		
(1) 基本的な情報収集（1時間）	・行動をきちんと観察することの重要性（本人の障害特性や困り事、支援の方向性等）を理解する。	・行動を見る視点
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）		
(2) チームプレイの基本	・統一された支援提供の重要性、支援記録の保存、職場内連携等について理解する。	・支援手順書に基づく支援の体験
(3) 強度行動障害の理解	・伝えられないもどかしさや意味の分からない苦痛、見通しの持てない不安や恐怖、感覚の特異性について理解する。	・困っていることの体験
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習（1. 5時間）		
(4) 特性の分析	・行動の背景を考え、行動	・特性の把握と適切な対応

(1. 5時間)	が起きている理由を整理する考え方を理解する。	
----------	------------------------	--

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 3. 5時間		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援（3時間）		
(1) 支援を組み立てるための基本	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修の振り返り ・支援を組み立てるための基本的な流れを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害の支援に必要な知識
(2) 組織的なアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職・リーダーの役割、責務について理解する。 ・ケース検討会の有効性と実施プロセス、支援者ケアの大切さ等について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的なアプローチの重要性
2 強度行動障害と生活の組み立て（0. 5時間）		
(3) 実践報告	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによる支援の実際について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによる支援の実際
II 演習 8. 5時間		
1 障害特性の理解とアセスメント（3時間）		
(1) アセスメントの方法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性にあわせた支援手順書を作成するための根拠となるアセスメントについて理解する。 ・障害特性及び環境や状況を踏まえたアセスメントについて理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なアセスメントの方法 ・障害特性に基づくアセスメント
2 環境調整による強度行動障害の支援（3時間）		
(2) 手順書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者が統一した支援を実施するために必要な、障害特性に合わせた支援手順書の作成方法について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントに基づく支援手順書の作成
3 記録に基づく支援の評価（1. 5時間）		
(3) 記録の分析と支援手順書の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルで支援を改善していくために必要な、記録に基づく支援手順書の修正方法について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の方法 ・記録の分析と支援手順書の修正
4 危機対応と虐待防止（1時間）		

(4) 関係機関との連携	・医療機関等、関係機関との連携の重要性、連携の方法等について理解する。	・関係機関（医療機関等との連携の方法）
--------------	-------------------------------------	---------------------

別紙2 (2) (2) ⑤関係)

山形県居宅介護従業者等養成研修事業免除科目および研修時間

1 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

- (1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの	
イ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの	

- (2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がい等に関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの	
エ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの	

- (3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がい等に関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの	
エ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの	

- (4) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を含む。）が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障がい及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）	

のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
-----------------------------------	--

- (5) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障がいに関するもの	
エ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、視覚障がいに関するもの	

- (6) 行動援護従業者養成研修課程修了者（強度行動障害支援者養成研修（基礎課程及び実践研修）修了者を含む。）が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障がい者及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	

- (7) 旧告示に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は旧告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成15年3月24日厚生労働省告示110号。以下「15年告示」という。）に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの	
イ 居宅介護に関する講義	3時間
ウ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
エ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	

- (8) 旧告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの	
イ 居宅介護に関する講義	3時間
ウ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
エ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	

- (9) 旧告示に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの	
イ 居宅介護に関する講義	3時間
ウ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、知的障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
エ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	

- (10) 旧告示及び15年告示に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 居宅介護に関する講義	3時間
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、全身性障がい者の基礎的な介護に係る技術に関する講義	

2 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程

介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程又は障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者若しくは修了予定者、旧要綱に基づく研修修了者、介護保険法上の訪問介護員又は介護職員初任者研修課程修了予定者

(1) 障がい者(児)福祉の制度とサービス	2時間
(2) 身体障がい者居宅介護等に関する講義	3時間
(3) 視覚障がい者の疾病、障がい等に関する講義	2時間
(4) 障がい者の心理に関する講義	1時間

3 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程

介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程又は障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者若しくは修了予定者、旧要綱に基づく研修修了者、介護保険法上の訪問介護員又は介護職員初任者研修課程修了予定者

(1) 障がい者(児)福祉の制度とサービス	2時間
(2) 身体障がい者居宅介護等に関する講義	3時間
(3) 障がい者の心理に関する講義	1時間

講義を通信で行う場合の基準

講義を通信で行う場合には、次の方法により、添削指導及び面接指導を適切に実施するものとする。

1 添削指導

- (1) 別紙4の基準と同等の添削責任者を各教科に配置すること。
- (2) 添削責任者と添削者が別の場合には、添削者は添削責任者の十分な指導の下、その任務にあたること。
- (3) 課題は次によること。
 - ア 課題の内容は、各教科の学習内容を理解させるに足るものとする。
 - イ 添削課題は受講者の各科目内容の理解を深めるために資するものとし、科目ごと複数の課題を設けること。また課題は各課程のカリキュラム内容を網羅し、課題の中に記述式の課題を含むことが望ましい。なお制度改正等があった場合には適宜改定すること。
 - ウ あらかじめ合格点を設定し、これに満たない場合は、再度課題を課して、合格点に達するため指導を徹底すること。
 - エ 添削済み答案を送付の際には、模範解答及び解説集を送付すること。
 - オ 質問用紙を用意し、受講者の疑問に対し、講師要件に該当する講師によりすみやかに回答できるようにすること。
 - カ 課題の回収後の添削は、速やかに行うこと。また、受講者の理解しやすい添削に務めること。
- (4) 受講者に対し、学習課題に関する質問の受け付け方法、その回答方法を周知すること。

2 面接指導

- (1) 指導に当たる講師は、別紙4の基準と同等の者を選定すること。
- (2) 開催の時期及び場所は、受講者の集合しやすい時期及び場所を十分考慮して設定すること。
- (3) 適当な講義室及び演習室を確保すること。

講師選定基準

居宅介護職員初任者研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義及び演習 130時間		
1 職務の理解 (6時間)		
(1) 多様なサービスの理解	・保健、医療、福祉の制度とサービスについての具体的な知識	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③介護支援専門員
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	・介護職が働く現場や仕事の内容についての具体的な知識 ※在宅生活者への直接経験があることが望ましい。	④在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤その他
2 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)		
(3) 人権と尊厳を支える介護	・介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的な視点	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③介護支援専門員
(4) 自立に向けた介護	・人権の尊重についての知識 ・虐待を受けている障がい者等への対応方法	④在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤その他
3 介護の基本 (6時間)		
(5) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	・介護職に求められる専門性についての知識	①介護福祉士 ②介護支援専門員
(6) 介護職の職業倫理	・介護職の職業倫理	③サービス提供責任者
(7) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	・自らの介護事例 ・医療・看護との連携についての具体的な知識	④在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤その他
(8) 介護職の安全		
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)		
(9) 障がい者福祉制度	・保健、福祉の制度とサービスについての知識 ・居宅介護の実務に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③社会福祉士 ④介護支援専門員 ⑤在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑥その他
(11) 介護保険制度およびその他の制度		
(10) 医療との連携とリハビリテーション		①理学療法士 ②作業療法士 ③リハビリテーションを専門とする医師 ④その他
5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)		
(12) 介護におけるコミュニケーション	・障がい者や高齢者とのコミュニケーションの方法に関する知識	①介護福祉士 ②介護支援専門員 ③サービス提供責任者
(13) 介護におけるチームのコミュニケーション	・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションに関する知識	④在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤その他

6 障がいの理解 (6時間)			
(14) 障がいの基礎的理解	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・疾病に関する知識 ・居宅介護に関する知識 ・障がい者(児)とその家族の生活実態と心理に関する知識 	①医師 ②看護師、保健師 ③その他	
(15) 障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識			
(16) 家族の心理、かかわり支援の理解			①介護福祉士 ②社会福祉士 ③臨床心理の専門家(臨床心理士) ④在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤その他
7 認知症・行動障がいの理解 (6時間)			
認知症の理解 (3時間)	(17) 認知症を取り巻く環境	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する知識 	①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③その他
	(19) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活		
	(20) 家族への支援	①医師 ②看護師、保健師 ③その他	
	(18) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
行動障がいの理解 (3時間)	(21) 行動障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障がいに関する知識 	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③行動援護従業者 ④保健師、看護師 ⑤知的障がい者を対象とした障害者支援施設の生活支援員 ⑥その他
	(22) 自閉症の理解・自閉症の障がい特性		
	(23) 行動障がいが起きる背景の理解		
	(24) 行動障がいを起こさないようにするための支援		
8 老化の理解 (3時間)			
(25) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の変化に関する知識 ・高齢者の疾病に関する知識 	①介護福祉士 ②医師 ③看護師、保健師 ④その他	
(26) 高齢者と健康			①医師 ②看護師、保健師 ③その他
9 こころと体のしくみと生活支援技術 (7.5時間)			
(27) 基本知識の学習 (10～13時間程度)			
① 介護の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護実践に関する具体的な知識 ・直接援助経験に基づく介護技術 	①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③その他	
② 介護に関するこころのしくみの基礎的理解			

③ 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	・自らの介護事例	①理学療法士 ②作業療法士 ③介護福祉士 ④在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤その他
(28) 生活支援技術の講義・演習 (50～55時間程度)		
④ 生活と家事	・介護実践に関する具体的な知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法論	①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③その他
⑤ 快適な居住環境整備と介護	・直接援助経験に基づく介護技術 ・自らの介護事例	①介護福祉士 ②理学療法士 ③作業療法士 ④医師 ⑤在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦一級建築士 (住宅関係部分) ⑧福祉住環境コーディネーター (住宅部分) ⑨その他
⑥ 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③その他
⑦ 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤その他
⑧ 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③栄養士 ④その他
⑨ 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③その他
⑩ 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
⑪ 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
⑫ 死にゆく人に関連したところとからだのしくみ		①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動

と終末期介護		している看護師、保健師 ③介護支援専門員 ④その他
(29) 生活支援技術演習 (10～12時間程度)		
⑬ 介護過程の基礎的理解	・介護実践に関する具体的な知識	①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③その他
⑭ 総合生活支援技術演習	・生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ・直接援助経験に基づく介護技術 ・自らの介護事例	
10 振り返り (4時間)		
(30) 振り返り	・介護職が身につけるべき知識	①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ③その他
(31) 就業への備えと研修 修了後における継続的な研修	・最新知識 ・研修の実例	

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

障害者居宅介護従業者基礎研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義（25時間）		
1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義（3時間）		
(1) サービス提供の基本視点 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・疾病に関する知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ・保健、医療、福祉の制度とサービスについての具体的な知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②社会福祉士 ③サービス提供責任者 ④在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤その他
2 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）		
(2) 障がい者（児）福祉の制度とサービス （2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・各法に関する知識及び制度とサービスについての知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③その他
(3) 老人福祉の制度とサービス （2時間）		
3 居宅介護に関する講義（3時間）		
(4) 居宅介護概論（居宅介護員の職業倫理を含む） （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉の制度とサービスについての知識（介護保険制度を含む） ・居宅介護の実務に関する具体的な知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
4 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）		
(5) サービス利用者の理解 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・疾病に関する知識 ・障がい者（児）、老入及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法論 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ④その他
5 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）		
(6) 介護概論 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・疾病に関する知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ・直接援助経験に基づく介護技術 ・自らの介護事例・保健、医療、福祉の制度とサービスについての具体的な知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ④その他
6 家事援助の方法に関する講義（4時間）		
(7) 家事援助の方法 （4時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養、調理、被服等、家政に関する知識 ・障がい・疾病に関する知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③栄養士（栄養等に関する部分） ④その他
7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）		
(8) 医学の基礎知識 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護に関する知識 ・医学に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①医師 ②看護師、保健師 ③その他
(9) 心理面への援助方法 （2時間）	<p><心理面への援助の必要性と方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護に関する知識 ・障がい・疾病に関する知識 ・障がい者（児）、老人及びその家族の生活実態と心理に関する知識 	<p><心理面への援助の必要性と方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ①臨床心理の専門家等 ②介護福祉士 ③在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ④その他

	<レクリエーションの視点と実際> ・ 居宅介護に関する知識 ・ 在宅レクリエーションの知識と技術	<レクリエーションの視点と実際> ①在宅レクリエーションの専門家 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④その他
II 演習（17時間）		
1 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習（4時間）		
(1) 共感的理解と基本的態度の形成（4時間）	・ 障がい・疾病に関する知識 ・ 居宅介護についての具体的な知識 ・ ロールプレイを含む臨床心理学に基づく共感性を高める技術 ・ 演習を指導する技術	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
2 基礎的な介護技術に関する演習（10時間）		
(2) 介護技術入門（10時間）	・ 講義5で求められる能力・演習を指導する技術	①講義5で求められる要件
3 事例の検討等に関する演習（3時間）		
(3) 居宅介護の共通理解（3時間）	・ 居宅介護の実際を紹介しつつ、受講者の意見等を引き出す集団検討技術	①サービス提供責任者 ②介護福祉士 ③当該科目の担当に適任であると認められる現任の居宅介護従業者 ④その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 3時間		
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）		
(1) 重度の肢体不自由者の地域生活等（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉の制度とサービスについての知識 ・居宅介護に関する具体的な知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④サービス提供責任者 ⑤その他
2 基礎的な介護技術に関する講義（1時間）		
(2) 基礎的な介護技術（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・疾病に関する基礎知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ・介護技術、自らの介護事例、保健福祉の制度とサービスについての知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ④その他
II 実習 7時間 ※演習により実施する場合		
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（5時間）		
(1) 基礎的な介護技術と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術（5時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・疾病に関する基礎知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ・介護技術に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③重度訪問介護従業者 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥保健師 ⑦その他
2 外出時の介護技術に関する実習（2時間）		
(2) 外出時の介護技術（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に係わる車いす及び装具等に関する知識 ・介護技術に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③重度訪問介護従業者 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥保健師 ⑦その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

重度訪問介護従業者養成研修追加課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 7時間		
1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障がい及び支援に関する講義（4時間）		
(1) 重度肢体不自由者（児）における障がいの理解（2時間）	・障がい・疾病に関する知識	①医師 ②保健師・看護師 ③介護福祉士 ④その他
(2) 医学の基礎知識（1時間）	・医療に関する知識	①医師 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師・看護師 ③その他
(3) 家事援助の方法（1時間）	・栄養、調理、被服等家政に関する知識 ・障がい・疾病に関する基礎知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法論	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③重度訪問介護従業者 ④栄養士（栄養等に関する部分） ⑤その他
2 コミュニケーションの支援の技術に関する講義（2時間）		
(4) コミュニケーションの技術（2時間）	・言語障がいの種類、特徴に関する知識 ・言語障がいのある肢体不自由者とのコミュニケーションの方法に関する知識	①医師 ②介護福祉士 ③言語聴覚士 ④在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師・看護師 ⑥その他
3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義（1時間）		
(5) 緊急時の対応及び危険防止（1時間）	・緊急時の対応及び危険防止に関する知識	①保健師・看護師 ②救急救命士 ③介護福祉士 ④サービス提供責任者 ⑤その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

重度訪問介護従業者養成研修統合課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 10時間		
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）		
(1) 重度の肢体不自由者の地域生活等 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉の制度とサービスについての知識 ・居宅介護に関する具体的な知識 	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④サービス提供責任者 ⑤その他
2 基礎的な介護技術に関する講義（1時間）		
(2) 基礎的な介護技術 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・疾病に関する基礎知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ・介護技術、自らの介護事例、保健福祉の制度とサービスについての知識 	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ④その他
3 コミュニケーションの技術に関する講義（2時間）		
(3) コミュニケーションの技術 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・言語障がいの種類、特徴に関する知識 ・言語障がいのある肢体不自由者とのコミュニケーションの方法に関する知識 	①医師 ②介護福祉士 ③言語聴覚士 ④在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師・看護師 ⑤その他
4 喀痰吸引を必要とする重度障がい者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危機防止に関する講義①（3時間）		
(4) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引に関する知識 	①医師 ②保健師 ③助産師 ④看護師 (※3)
5 経管栄養を必要とする重度障がい者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危機防止に関する講義②（3時間）		
(5) 経管栄養の手順と緊急時の対応等 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・経管栄養に関する知識 	①医師 ②保健師 ③助産師 ④看護師 (※3)
II 演習 1時間		
1 喀痰吸引等に関する演習（1時間）		
(1) 喀痰吸引等に関する演習 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引等に関する知識 ・実技を指導する技術 	①医師 ②保健師 ③助産師

		④看護師 (※3)
--	--	--------------

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。
- 3 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日付障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した者又は、これに相当する知識及び技能を有すると認められる者であること。

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 6. 5時間		
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1. 5時間）		
(1) 強度行動障害とは	・強度行動障害を有する者の障がい特性及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
(2) 強度行動障がいと医療	・行動障がい及び発達障がい等の医療に関する知識	①医師 ②看護師、保健師 ③その他
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（5時間）		
(3) 強度行動障害と制度	・強度行動障害に関する障害福祉サービス、サービス利用のための判定基準、支援者の養成研修等の最新の制度内容に関する知識	①行政職員 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④看護師、保健師 ⑤指導者研修（基礎）修了者 ⑥その他
(4) 構造化	・各教科に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
(5) 支援の基本的な枠組みと記録		
(6) 虐待防止と身体拘束		
(7) 実践報告		
II 演習 5. 5時間		
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）		
(1) 情報収集とチームプレイの基本（1時間）	・情報収集とチームプレイの基本に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）		
(2) 固有のコミュニケーション（3時間）	・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習（1. 5時間）		
(3) 行動障害の背景にあるもの（1. 5時間）	・行動障害の背景にある特性の理解に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者

		⑤その他
--	--	------

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

同行援護従業者養成研修一般課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 8. 5時間		
1 外出保障 (1時間)		
(1) 外出保障 (1時間)	・外出保障に関する知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ③視覚障がい者ガイドヘルパー ④視覚障がい者生活支援員・指導員 ⑤その他
2 視覚障がいの理解と疾病①② (1. 5時間)		
(2) 視覚障がいの理解と疾病①② (1. 5時間)	・視覚障がい者(児)の障がいと疾病に関する知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②視能訓練士、歩行指導員等 ③医師、保健師、看護師、理学療法士等 ④視覚障がい者生活支援員・指導員 ⑤その他
3 視覚障がい者(児)の心理 (1時間)		
(3) 視覚障がい者(児)の心理 (1時間)	・障がい者(児)の心理に関する知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②視覚障がい者生活支援員・指導員 ③歩行訓練士、歩行指導員等 ④視覚障がい者ガイドヘルパー ⑤その他
4 視覚障がい者(児)福祉の制度とサービス (1. 5時間)		
(4) 視覚障がい者(児)福祉の制度とサービス (1. 5時間)	・障がい者(児)福祉の制度とサービスに関する知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ③視覚障がい者生活支援員・指導員 ④その他
5 同行援護の制度 (1時間)		
(5) 同行援護の制度 (1時間)	・同行援護の制度に関する知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ③視覚障がい者生活支援員・指導員 ④視覚障がい者ガイドヘルパー ⑤その他
6 同行援護従事者の実際の職業倫理 (2. 5時間)		
(6) 同行援護従事者の実際の職業倫理 (2. 5時間)	・同行援護従事者の業務内容と職業倫理に関する知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②歩行訓練士、歩行指導員等 ③視覚障がい者生活支援員・指導員 ④視覚障がい者ガイドヘルパー ⑤その他

II 講義・演習 3. 5時間		
1 情報提供 2時間		
(1) 情報提供 (2時間)	・同行援護サービスの提供に必要な情報提供に関する知識・技術	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②歩行訓練士、歩行指導員等 ③視覚障がい者生活支援員・指導員 ④視覚障がい者ガイドヘルパー ⑤その他
2 代筆・代読①② (1. 5時間)		
(2) 代筆・代読①② (1. 5時間)	・同行援護サービスの提供に必要な代筆・代読に関する知識・技術	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②歩行訓練士、歩行指導員等 ③視覚障がい者生活支援員・指導員 ④視覚障がい者ガイドヘルパー ⑤その他
III 演習 16時間		
1 誘導の基本技術①② (7時間)	・視覚障がい者の移動支援の経験・技術	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②歩行訓練士、歩行指導員等 ③視覚障がい者生活支援員・指導員 ④視覚障がい者ガイドヘルパー ⑤保健師、看護師、准看護師 ⑥その他
2 誘導の応用技術(場面別・街歩き)①② (5時間)		
3 交通機関の利用 (4時間)		

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

同行援護従業者養成研修応用課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 6時間		
1 サービス提供責任者の業務（1時間）		
(1) サービス提供責任者の業務（1時間）	・サービス提供責任者の業務に関する知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②視覚障がい者生活支援員・指導員 ③その他
2 様々な利用者への対応（1時間）		
(2) 様々な利用者への対応（1時間）	・様々な利用者への対応経験・知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②視覚障がい者生活支援員・指導員 ③視能訓練士、歩行指導員等 ④その他
3 個別支援計画と他機関との連携（1時間）		
(3) 個別支援計画と他機関との連携（1時間）	・個別支援計画や関係機関との連携に関する知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②その他
4 業務上のリスクマネジメント（1時間）		
(4) 業務上のリスクマネジメント（1時間）	・業務上のリスクマネジメントに関する知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②視覚障がい者生活支援員・指導員 ③その他
5 従事者研修の実施（1時間）		
(5) 従事者研修の実施（1時間）	・同行援護サービスに必要な知識・技術	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②視覚障がい者生活支援員・指導員 ③歩行指導員 ④その他
6 同行援護の実務上の留意点（1時間）		
(6) 同行援護の実務上の留意点（1時間）	・視覚障がい者の移動支援の経験・技術	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ②視覚障がい者生活支援員・指導員 ③歩行指導員 ④その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

行動援護従業者養成研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 10時間		
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1.5時間）		
(1) 強度行動障害とは	・強度行動障害を有する者の障がい特性及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
(2) 強度行動障がいと医療	・行動障がい及び発達障がい等の医療に関する知識	①医師 ②看護師、保健師 ③その他
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（5時間）		
(3) 強度行動障害と制度	・強度行動障害に関する障害福祉サービス、サービス利用のための判定基準、支援者の養成研修等の最新の制度内容に関する知識	①行政職員 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④看護師、保健師 ⑥指導者研修（基礎）修了者 ⑥その他
(4) 構造化	・各教科に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
(5) 支援の基本的な枠組みと記録		
(6) 虐待防止と身体拘束		
(7) 実践報告		
3 強度行動障害がある者へのチーム支援（3時間）		
(8) 強度行動障がい支援の原則	・強度行動障害を有する者の障がい特性及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
4 強度行動障害と生活の組み立て（0.5時間）		
(9) 行動障がいのある人の生活と支援の実際	・行動障がいのある人の生活と支援に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
II 演習 14時間		
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）		
(1) 情報収集とチームプレイの基本（1時間）	・情報収集とチームプレイに関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者

		⑤その他
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）		
(2) 固有のコミュニケーション（3時間）	・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習（1.5時間）		
(3) 行動障害の背景にあるもの（1.5時間）	・行動障害の背景にある特性の理解に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
4 障がい特性の理解とアセスメント（3時間）		
(1) 障がい特性とアセスメント（3時間）	・障がい特性の理解とアセスメントに関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
5 環境調整による強度行動障がいの支援（3時間）		
(2) 構造化の考え方と方法（3時間）	・構造化の考え方と方法に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
6 記録に基づく支援の評価（1.5時間）		
(3) 記録の収集と分析（1.5時間）	・記録の収集と分析に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
7 危機対応と虐待防止（1時間）		
(4) 危機対応と虐待防止（1時間）	・危機対応と虐待防止に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 11時間		
1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）		
(1) 障がい者(児)福祉の制度とサービス (2時間)	・法に関する知識及び制度とサービスについての具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③その他
(2) 移動介護従業者の制度と業務 (1時間)	・移動介護の制度と業務についての具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者（旧要綱による視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者を含む。以下本表において同じ。） ③その他
2 身体障がい者居宅介護等に関する講義（3時間）		
(3) 居宅介護概論 (2時間)	・保健福祉の制度とサービスについての知識 ・居宅介護に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
(4) 居宅介護従業者の職業倫理 (1時間)	・居宅介護に従事する際の職業倫理に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
3 視覚障がい者の疾病、障がい等に関する講義（2時間）		
(5) 疾病、障がいの理解 (2時間)	・障がい・疾病に関する知識	①医師 ②看護師、保健師 ③歩行指導員 ④視覚障害者生活訓練等指導員 ⑤その他
4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義（2時間）		
(6) 移動介護の基礎知識 (2時間)	・移動介護に関する基礎知識	①視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②歩行指導員 ③視覚障害者生活訓練等指導員 ④その他
5 障がい者の心理に関する講義（1時間）		
(7) 障がい者(児)の心理 (1時間)	・障がい者(児)の心理に関する知識	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③臨床心理の専門家（臨床心理士） ④心理判定員 ⑤その他

II 演習 9時間		
1 移動の介護に係る技術に関する演習（9時間）		
(1) 移動介護の基本技術 （2時間）	・移動介護の基本技術に関する知識及び技術	①視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②歩行指導員 ③視覚障害者生活訓練等指導員 ④その他
(2) 屋内の移動介護 （2時間）	・屋内の移動介護に関する知識及び技術	①視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②歩行指導員 ③視覚障害者生活訓練等指導員 ④その他
(3) 屋外の移動介護 （4時間）	・屋外の移動介護に関する知識及び技術	①視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②歩行指導員 ③視覚障害者生活訓練等指導員 ④その他
(4) 応用技能 （1時間）	・複数の視覚障がい者をガイドする場合などの応用技能に関する知識及び技術	①視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②歩行指導員 ③視覚障害者生活訓練等指導員 ④その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 12時間		
1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）		
(1) 障がい者(児)福祉の制度とサービス (2時間)	・法に関する知識及び制度とサービスについての具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③その他
(2) 移動介護従業者の制度と業務 (1時間)	・移動介護の制度と業務についての具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者（旧要綱による全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者を含む。以下本表において同じ。） ③その他
2 身体障がい者居宅介護等に関する講義（3時間）		
(3) 居宅介護概論 (2時間)	・保健福祉の制度とサービスについての知識 ・居宅介護に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
(4) 居宅介護従事者の職業倫理 (1時間)	・居宅介護に従事する際の職業倫理に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
3 全身性障がい者の疾病、障がい等に関する講義（2時間）		
(5) 重度肢体不自由者(児)における障がいの理解 (1時間)	・重度肢体不自由者(児)における障がいに関する知識	①医師 ②保健師 ③肢体不自由者を対象とした障害者支援施設の生活支援員 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥その他
(6) 介護に係わる車いす及び装具等の理解 (1時間)	・介護に係わる車いす及び装具等に関する知識	①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④義肢装具士 ⑤その他
4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義（3時間）		
(7) 姿勢保持について (1時間)	・障がい者(児)の姿勢保持に関する知識	①全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②理学療法士 ③作業療法士 ④その他

(8) コミュニケーション について (1時間)	・言語障がいに関する知識及び言語障 がいのある人への接し方の知識	①医師 ②言語療法士 ③その他
(9) 事故防止に関する心 がけと対策 (1時間)	・障がい者(児)の事故防止に関する知 識	①全身性障がい者移動介護従業者養 成研修課程修了者 ②保健師 ③救急救命士 ④その他
5 障がい者の心理に関する講義 (1時間)		
(10) 障がい者(児)の心 理 (1時間)	・障がい者(児)の心理に関する知識	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③臨床心理の専門家(臨床心理士) ④心理判定員 ⑤その他
III 演習 4時間		
1 車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習 (4時間)		
(1) 抱きかかえ方及び移 乗の方法 (1時間)	・抱きかかえ方及び移乗に関する知識 及び技術	①全身性障がい者移動介護従業者養 成研修課程修了者 ②理学療法士
(2) 車いすの移動介護 (2時間)	・車いすの移動介護に関する知識及び 技術	③作業療法士 ④保健師 ⑤肢体不自由者を対象とした障害者 支援施設の生活支援員 ⑥その他
(3) 生活行為の介護 (1時間)	・生活行為の介護に関する知識及び技 術	①全身性障がい者移動介護従業者養 成研修課程修了者 ②保健師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

知的障がい者移動介護従業者養成研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 13時間		
1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）		
(1) 障がい者(児)福祉の制度とサービス (2時間)	・法に関する知識及び制度とサービスについての具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③その他
(2) 移動介護従業者の制度と業務 (1時間)	・移動介護の制度と業務についての具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②知的障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者（旧要綱による知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者を含む。以下本表において同じ。） ③その他
2 知的障がい者居宅介護等に関する講義（3時間）		
(3) 居宅介護概論 (2時間)	・保健福祉の制度とサービスについての知識 ・居宅介護に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
(4) 居宅介護従業者の職業倫理 (1時間)	・居宅介護に従事する際の職業倫理に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
3 知的障がい者の疾病、障がい等に関する講義（4時間）		
(5) 疾病、障がいの理解 (4時間)	・障がい・疾病に関する知識	①医師 ②保健師・看護師 ③知的障がい者を対象とした障害者支援施設の生活支援員 ④その他
4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義（2時間）		
(6) 移動介護の基礎知識 (2時間)	・移動介護に関する基礎知識	①知的障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②知的障がい者を対象とした障害者支援施設の生活支援員 ③その他
5 障がい者の心理に関する講義（1時間）		
(7) 障がい者(児)の心理 (1時間)	・障がい者(児)の心理に関する知識	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③臨床心理の専門家（臨床心理士） ④心理判定員 ⑤その他

II 演習 6 時間		
1 移動の介護に係る技術に関する講義（6 時間）		
(1) 移動の介護に係る技術 (6 時間)	・移動介護の技術に関する知識及び技術	①知的障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②知的障がい者を対象とした障害者支援施設の生活支援員 ③その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）課程カリキュラム

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 6. 5時間		
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1. 5時間）		
(1) 強度行動障害の理解	・強度行動障害を有する者の障がい特性及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（5時間）		
(2) 研修の意義	・各教科に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他 (5)実践報告にあつては、強度行動障害を有する者に支援を提供している事業所の従業者等
(3) 支援のアイデア		
(4) チームプレイの基本		
(5) 実践報告		
II 演習 5. 5時間		
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）		
(1) 基本的な情報収集	・情報収集に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）		
(2) チームプレイの基本	・チームプレイに関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
(3) 強度行動障害の理解	・行動障害がある者の感覚の特異性等の理解に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習（1. 5時間）		
(4) 特性の分析	・行動障害の背景にある特性の理解に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（基礎）修了者 ⑤その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に

適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程カリキュラム

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 3. 5時間		
1 強度行動障害がある者へのチーム支援（3時間）		
(1) 支援を組み立てるための基本	・基礎研修の振り返り（強度行動障害を有する者の障がい特性等）及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
(2) 組織的なアプローチ	・組織的なアプローチに関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
2 強度行動障害と生活の組み立て（0. 5時間）		
(3) 実践報告	・チームによる支援の実際に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
II 演習 8. 5時間		
1 障害特性の理解とアセスメント（3時間）		
(1) アセスメントの方法	・アセスメントの方法に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
2 環境調整による強度行動障害の支援（3時間）		
(2) 手順書の作成	・手順書の作成に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
3 記録に基づく支援の評価（1. 5時間）		
(3) 記録の分析と支援手順書の修正	・記録の分析と支援手順書の修正に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他
4 危機対応と虐待防止（1時間）		
(4) 関係機関との連携	・関係機関との連携に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修（実践）修了者 ⑤その他

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替

え可能な科目を担当する職員（非常勤を含む。）、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に
適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは
は理由書等により十分説明を加えること。

- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に
指導できるレベルであることを必要とする。

講師の具体的な要件

別紙4の講師の要件は、具体的には下記のとおりとする。

資格等	実務経験	その他の要件
介護福祉士	直接援助経験5年以上	
社会福祉士	相談援助業務経験3年以上	
サービス提供責任者 ※1	訪問介護業務又は居宅介護業務を3年以上	指定訪問介護事業所、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所のサービス提供責任者であること。
現在の居宅介護従業者 ※1	訪問介護業務又は居宅介護業務を3年以上	現在、指定訪問介護事業所、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所に勤務しているものであること。
重度訪問介護従業者	重度の肢体不自由者に対する介護を含む介護業務経験3年以上	
行動援護従業者	知的障がい者(児)又は精神障がい者に対する介護を含む介護業務経験3年以上	
看護師、保健師	実務経験3年以上	
在宅福祉と連携をとっている看護師、保健師※2	実務経験3年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師については、地域の訪問指導などの在宅福祉サービスに関わる事業に従事していること。 ・看護師については、訪問看護業務など在宅福祉サービスに関わる業務に従事していること。
臨床心理の専門家 (臨床心理士)	相談業務従事3年以上	
医師		
理学療法士	3年以上の直接援助実務経験	
作業療法士	3年以上の直接援助実務経験	
栄養士	3年以上の実務経験	障がい者・高齢者施設で従事していることが望ましい。
在宅レクリエーションの専門家		レクリエーション指導員、レクリエーション指導を職業とする者。
その他(当該科目を担当する教員等)※2		大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する教員(非常勤を含む。)等、その業績から当該科目の担当に適任であると認められる者。
行政職員※2		当該科目を担当する部署における職員であること。(同等の行政実務経験者を含む。)

介護支援専門員※1	2年以上の実務経験	現に居宅介護支援事業所に勤務しているものであること。
救急救命士	3年以上の実務経験	
歯科衛生士	3年以上の実務経験	
1級建築士	3年以上の実務経験	高齢者に対する住宅改修の経験を有するものであること。
福祉用具専門相談員	3年以上の実務経験	福祉用具の販売・貸与業務に従事していること。
研修修了者※3	介護業務を3年以上	現に指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所に勤務しているものであること。
歩行指導員・歩行訓練士		
視覚障害者生活訓練等指導員	2年以上の実務経験	視覚障がい者関連施設、盲学校等に勤務していることが望ましい。
心理判定員	相談業務従事3年以上	
生活支援員※4	3年以上の直接援助実務経験	該当施設に勤務していること。
義肢装具士		
言語療法士	3年以上の直接援助実務経験	
指導者研修（基礎）修了者		国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））修了者
指導者研修（実践）修了者		国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修））修了者

- 1 ※1については、現職であること。
- 2 ※2については、現職又は離職後2年以内であること。
- 3 ※1、2以外の資格等については、現職又は離職後5年以内であること。
- 4 ※2については離職後2年以上、※1、2以外の資格等については離職後5年以上経過している場合には、その期間内に関連分野の知識、技術の進歩があると考えられることから、その知識や技術を自己研鑽している等、当該講師が担当科目を教授するにふさわしい知識、技術を有しているかを説明する書面を添付して協議すること。
- 5 ※3は視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者、全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者、知的障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者をいう。
- 6 ※4は肢体不自由者を対象とした障害者支援施設の生活支援員、知的障がい者を対象とした障害者支援施設の生活支援員をいう。

実習施設および実習指導者

1 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

内容	実習施設	指導者の要件
生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学 8時間 ※居宅介護同行訪問見学を含む(3時間×1回以上実施)	デイサービスセンター 在宅介護支援センター 指定通所介護事業所 指定通所リハビリテーション事業所等	1年以上当該施設において直接介護業務に従事する介護福祉士又は看護師
	指定居宅介護事業所 指定訪問介護事業所	介護福祉士又は居宅介護職員初任者研修課程修了者

2 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

内容	実習施設	指導者の要件
基礎的な介護技術と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 5時間	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設(重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る) 特別養護老人ホーム	1年以上当該施設において直接介護業務に従事する介護福祉士又は看護師
外出時の介護技術に関する実習 2時間	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護事業所 特定施設入所者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム及び軽費老人ホーム	

3 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

内容	実習施設	指導者の要件
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 3時間	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設(障害程度区分5又は6である肢体不自由者を対象に対する介護サービス提供現場(1箇所以上)) 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護事業所 特定施設入所者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム及び軽費老人ホーム	1年以上当該施設において直接介護業務に従事する介護福祉士又は看護師
	指定居宅介護事業所 指定訪問介護事業所	介護福祉士又は居宅介護職員初任者研修課程修了者

4 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

内容	実習施設	指導者の要件
<p>基礎的な介護技術と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 3時間</p>	<p>重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設（重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る） 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	<p>1年以上当該施設において直接介護業務に従事する介護福祉士又は看護師</p>
<p>外出時の介護技術に関する実習 2時間</p>	<p>認知症対応型共同生活介護事業所 特定施設入所者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム及び軽費老人ホーム</p>	
<p>重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 3. 5時間</p>	<p>重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設（障害程度区分5又は6である肢体不自由者を対象に対する介護サービス提供現場（1箇所以上）） 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護事業所 特定施設入所者生活介護の指定を受けた 有料老人ホーム及び軽費老人ホーム</p>	<p>介護福祉士又は居宅介護職員初任者研修課程修了者</p>
	<p>指定居宅介護事業所 指定訪問介護事業所</p>	

様式第1号(第2(6)の②関係)

第 号
修 了 証 明 書
氏 名 生年月日 年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の(別記)を修了したことを証明する。
年 月 日
居宅介護職員初任者研修等事業者名 印

A4版が望ましい。

第 号
修 了 証 明 書 (携 帯 用)
氏 名 生年月日 年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の(別記)を修了したことを証明する。
年 月 日
居宅介護職員初任者研修等事業者名 印

名刺サイズ(55mm×91mm)が望ましい。

(別記) 居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程、視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程、全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程、知的障がい者移動介護従業者養成研修課程

様式第1号の2（第2（6）の②関係）

第 号
修 了 証 明 書
氏 名 生年月日 年 月 日生
厚生労働大臣の定めるところにより当該研修事業者が山形県知事の指定を受けて 行う（別記）を修了したことを証明する。
年 月 日
(指定された事業者名) 代表 ○○ ○○ 印

A4版が望ましい。

第 号
修 了 証 明 書（携帯用）
氏 名 生年月日 年 月 日生
厚生労働大臣の定めるところにより当該研修事業者が山形県知事の指定を受けて 行う（別記）を修了したことを証明する。
年 月 日
(指定された事業者名) 代表 ○○ ○○ 印

名刺サイズ（55mm×91mm）が望ましい。

（別記） 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

申請者名（氏名又は名称及び代表者の氏名）

印

山形県居宅介護職員初任者研修等事業指定申請書

下記の研修事業について、〇〇研修〇〇課程として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 研修事業の名称及び課程
- 2 添付書類
 - (1) 学則
 - (2) 講師履歴（様式1）
 - (3) 演習時の福祉用具の使用計画（様式2）及び研修会場見取り図
 - (4) 講義室及び演習室の利用承諾書
 - (5) 実習計画書（様式3）
 - (6) 実習施設利用承諾書（様式4）
 - (7) 収支予算（様式5）及び向こう2年間の財政計画
 - (8) 定款、寄付行為その他の基本約款
 - (9) 財産目録、貸借対照表等資産状況を示す書類
 - (10) 講義を通信方法で行う場合は、添削課題、模範解答、解説集及び採点基準並びに合格点を明示したもの

※ 毎年度、研修事業ごとに申請すること。

但し、同一年度内に複数回の申請を行う場合、2回目以降の申請にあたっては、内容変更がない限り、2（2）、（4）、（7）、（8）、（9）及び（10）の添付を省略することができる。

〇〇研修〇〇課程

講 師 履 歴

年 月 日現在

養成研修担当 科目				
ふりがな 氏 名				性 別 男 ・ 女
生年月日		年 月 日 (歳)		
現 在	所 属			
	職 及 び 業務内容	在職 年		
担 当 科 目 に 関 係 の あ る 経 歴	名 称	教育内容 (学部、学科、専攻) 及び業務内容 (職、内容)	期 間	
			年 月 ~ 年 月	
資 格 ・ 免 許	名 称	取得機関	取得年月日	
			年	月 日

実習計画書 (〇〇研修〇〇課程)

ア 〇〇に関する実習 (〇時間)

施設名	実習指導者			受入人数	1日の 限度人数	研修期間
	資格	氏名	勤務年数			
合計						

イ △△に関する実習 (△時間)

施設名	実習指導者			受入人数	1日の 限度人数	研修期間
	資格	氏名	勤務年数			
合計						

ウ ◇◇見学 (◇時間)

施設名	実習指導者			受入人数	1日の 限度人数	研修期間
	資格	氏名	勤務年数			
合計						

実習施設利用承諾書 (〇〇研修〇〇課程)

令和 年 月 日

殿

所在地

名称

代表者

職・氏名

印

〇〇研修〇〇課程の実習の受け入れについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 実習の区分 例1 〇〇に関する実習 (〇時間×2日=〇時間)
例2 ◇◇見学 (◇時間)

2 施設等の種別

3 施設等の名称及び所在地

4 受け入れ条件

- (1) 受け入れ期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)
時 分 ~ 時 分 (休憩を除き 時間)
- (2) 受け入れ人数 時間× 日を 名
- (3) 1日当たりの人数 (限度) 名

※複数の実習区分で併せて承諾を得る場合は、別に作成してください。

収支予算

項 目		金 額	算 出 内 訳
収入合計			
1	受講料		
2	テキスト代		
支出合計			
1	講師謝礼 (1) 講 義 (2) 演 習		
小計			
2	実習謝礼 (1) ○○実習 (2) ○○訪問 等		
小計			
3	テキスト購入		
4	修了証明書印刷		
5	消耗品		
小計			
6	賃貸料		
7	会場費		
8	通信費		

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

申請者名（氏名又は名称及び代表者の氏名） 印

山形県居宅介護職員初任者研修等事業変更届

令和 年 月 日付け指令障第 号により指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 研修事業の名称

2 変更事項

（1）変更前

（2）変更後

3 変更理由

※理由が分かるよう記載すること。

4 添付書類

※学則の別紙その他変更となる部分の差し換え部分を記載すること。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

申請者名（氏名又は名称及び代表者の氏名） 印

山形県居宅介護職員初任者研修等事業報告書

令和 年 月 日付け指令障第 号で指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業について、研修が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 研修事業の名称
- 2 課程 課程
- 3 募集定員 人
- 4 受講者及び修了者
 - (1) 受講者 人
 - (2) 修了者 人
 - (3) 未修了者 人

未修了者内訳（辞退者 人、補講者 人）
- 5 講師の実施状況（別紙講義（演習）実施確認書のとおり）
- 6 実習の状況（別紙実習修了確認書のとおり）
- 7 修了者名簿（別紙名簿のとおり）

(別紙修了者名簿)

〇〇研修〇〇課程修了者名簿

事業者名 _____

研修期間 年 月 日から 年 月 日

NO.	ふりがな 氏名	住所	電話番号	生年月日	課程	修了証明書		備考
						番号	年月日	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

講義(演習)実施確認書

山形県知事 殿

住所又は所在地

申請者名(氏名又は名称及び代表者の氏名) 印

令和 年 月 日付け指令障第 号(研修期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日)で指定を受けた(研修事業の名称及び課程)について、下記のとおり講師の実施確認を得ました。

記

	科目名	実施日	時間数	講師氏名	確認印
講 義		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
演 習		/			
		/			
		/			
		/			
		/			

注1 「講師氏名」欄には、担当した講師の自署を、「確認印」欄には、当該講師の確認印の押印を受領すること。

2 科目ごと又は講師ごとに一欄とすること。

実習修了確認書 (〇〇研修〇〇課程)

事業者名 _____

研修期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

NO.	修了者氏名	〇〇に関する実習		△△に関する実習		◇◇見学		備考
		実習先		実習先		実習先		
1		/	/	/	/	/	/	
2		/	/	/	/	/	/	
3		/	/	/	/	/	/	
4		/	/	/	/	/	/	
5		/	/	/	/	/	/	
6		/	/	/	/	/	/	
7		/	/	/	/	/	/	
8		/	/	/	/	/	/	
9		/	/	/	/	/	/	
10		/	/	/	/	/	/	
11		/	/	/	/	/	/	
12		/	/	/	/	/	/	
13		/	/	/	/	/	/	
14		/	/	/	/	/	/	

※実習施設が多い場合は、実習教科ごとの表とすること

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地名

申請者（氏名又は名称及び代表者の氏名） 印

居宅介護職員初任者研修等事業報告書（補講分）

令和 年 月 日付け指令障第 号で指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業について、研修の未修了者について補講を行い、修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 研修事業の名称

2 課程 課程

3 研修期間 年 月 日から 年 月 日

4 補講者数 今回修了者 名
(前回までの報告との累計：研修受講者 名、補講者 名、
辞退者 名、修了者合計 名)

5 補講実施状況（別紙実施状況報告書のとおり）

6 講師の実施状況（別紙講義(演習)実施確認書のとおり）

7 実習の状況（別紙実習修了確認書のとおり）

8 補講者名（別紙名簿のとおり）

